

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき 有害化学物質のリストについて

(平成 22 年 12 月 22 日現在)

1. 基本的な考え方

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成 17 年 8 月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、この標準手順書に記述された標準的な作業手順（危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を実施している。

標準手順書に基づき、収集した食品安全に関わる情報や、消費者、食品事業者など関係者の意見をもとに、今後農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質を以下のとおり選定した。

2. 対象とする危害要因の分類

(1) リスク管理を実施する対象として、現時点における科学的知見に基づいて、「食品安全の確保」を主眼としつつ、「関係者の関心」、「国際的動向」を考慮に入れた上で、別途定める基準（別紙）により、農林水産省の所掌範囲でリスク管理が実施できるものを選定した。

(2) 対象とする危害要因は、以下のような区分に分類した。

- リスク管理を継続するため、直ちに、含有量実態調査、リスク低減技術の開発等を行う必要のある危害要因
- 1) リスク管理を継続する必要があるかを決定するため、危害要因の毒性や含有の可能性等の関連情報を収集する必要がある危害要因
- 2) 既にリスク管理措置を実施している危害要因

3. 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト

○ リスク管理を継続するため、直ちに、含有量実態調査、リスク低減技術の開発等を行う必要のある危害要因

(1) 一次産品に含まれる危害要因

(環境中に存在する危害要因)

ヒ素、カドミウム

(かび毒)

アフラトキシン、ゼアラレノン、T-2 トキシン及び HT-2 トキシン、フモニシン

(2) 流通、調理、加工などで生成する危害要因

アクリルアミド、多環芳香族炭化水素 (PAH)、フラン、ヒスタミン

- リスク管理を継続する必要があるかを決定するため、危害要因の毒性や含有の可能性等の関連情報を収集する必要がある危害要因、または既にリスク管理措置を実施している危害要因

(1) 一次産品に含まれる危害要因

(環境中に存在する危害要因)

鉛、水銀（総水銀及びメチル水銀）、ダイオキシン類（コプラナーPCB 含む）、ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)[※]、パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)[※]、農薬として使用された履歴のある残留性有機汚染物質

※ 農畜水産物中の含有量実態調査の結果、健康影響が懸念される場合には、関係省庁に排出抑制等の対策を要請する必要があるもの

(かび毒)

オクラトキシン A、デオキシニバレノール (DON)（アセチル化体を含む）及びニバレノール (NIV)、パツリン

(海産毒)

麻痺性貝毒、下痢性貝毒、シガテラ毒、ドウモイ酸、ブレベトキシン

(その他)

硝酸性窒素

(2) 調理、加工などで生成する危害要因

クロロプロパノール類（3-MCPD、1,3-DCP、3-MCPD 脂肪酸エステル）、トランス脂肪酸

4. 留意事項

- (1) 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質及びその分類については、随時見直しを行う。
- (2) 日本人に対する健康上の影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断した場合、当面リスク管理の対象から除く。

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討基準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。

(1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)

1) 危害要因の毒性

H: 耐容摂取量(TDI等)が小さく、不可逆的な影響がある。

M: 耐容摂取量は中程度であり、不可逆的な影響がある。

耐容摂取量は小さいが、影響は可逆的である。

現時点で、十分な情報がない場合。

L: 耐容摂取量が多い。

耐容摂取量は中程度であるが、影響は可逆的である。

2) 危害要因の含有実態

H: 農林水産物/食品中の含有濃度が高く、複数の食品群に含有される。

農林水産物/食品中の含有濃度が中程度であるが、多数の食品群に含有される。

M: 農林水産物/食品中の含有濃度が中程度であり、複数の食品群に含有される。

農林水産物/食品中の含有濃度が高いが、単一の食品群にしか含有されない。

農林水産物/食品中の含有濃度が低い、多数の食品群に含有される。

現時点で、十分な情報がない場合。

L: 農林水産物/食品中の含有濃度が低く、含有される食品群は限られている。

農林水産物/食品中の含有濃度が中程度であるが、単一の食品群にしか含有されない。

3) 暴露(危害要因の摂取量)の推定

日本における暴露評価、或いは毒性及び含有実態からの推定

H: 経口摂取量が多い(例えば、耐容摂取量の1割以上など)。

M: 経口摂取量が中程度(例えば、耐容摂取量の100分の1以上1割未満)。

現時点で、十分な情報がない場合。

L: 経口摂取量が少ない(例えば、耐容摂取量の100分の1未満)。

(2) 関係者の関心度

リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心

H: 非常に関心がある。

M: 関心がある。

L: あまり関心がない。

(3) 国際的動向

○ コーデックス汚染物質部会(CCCF)における実施規範や基準値作成の検討。

○ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討。

○ 海外におけるリスク管理の取組状況

H: 国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。

M: 一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。

L: 上記のいずれにも該当しない。

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき 有害微生物のリストについて

(平成 24 年 3 月 23 日現在)

1. 基本的な考え方

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（平成 17 年 8 月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）」を作成し、この標準手順書に記述された標準的な作業手順（危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を実施しています。

標準手順書に基づき、収集した食品安全に関わる情報や、消費者、食品事業者など関係者の意見をもとに、今後農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物を以下のとおり選定しました。

2. 対象とする危害要因の分類

- (1) リスク管理を実施する対象として、現時点における科学的知見に基づいて、「食品安全の確保」を主眼としつつ、「関係者の関心」、「国際的動向」を考慮に入れた上で、別途定める基準（別紙）により、農林水産省の所掌範囲でリスク管理が実施できるものを選定しました。
- (2) 対象とする危害要因は、以下のような区分に分類しました。
 - ① リスク管理を継続するため、直ちに汚染実態調査の実施及びリスク管理措置を検討する必要がある危害要因
 - ② リスク管理を実施する必要があるが、リスク管理措置を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因

3. 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト

- ① リスク管理を継続するため、直ちに汚染実態調査の実施及びリスク管理措置を検討する必要がある危害要因
 - カンピロバクター
 - サルモネラ
 - 腸管出血性大腸菌
 - ノロウイルス
 - リステリア・モノサイトジェネス
- ② リスク管理を実施する必要があるが、リスク管理措置を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因
 - クドア・セプテンククタータ

4. 留意事項

- (1) 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト及び区分については、随時見直しを行います。
- (2) 日本人に対する健康上の影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断した場合、当面リスク管理の対象から除きます。

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害微生物の検討基準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害微生物を分類する。

(1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)

1) 危害要因の病原性

- ・ 症状の重篤性
- ・ 症状の持続期間
- ・ 患者からの二次感染

H：重症例では死亡することがある。症状が一過性でない。患者が感染源となることがある。

M：症状は一定期間持続するが、死亡することはまれである。

L：死亡することはまれで、多くは一過性の下痢及び嘔吐である。

2) 危害要因の患者数

H：国内において最近3年間の平均報告患者数が1000名以上である。

M：国内において最近3年間の平均報告患者数が100名以上1000名未満である。

L：国内において最近3年間の平均報告患者数が100名未満である。

(2) 関係者の関心度

リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心

H：非常に関心がある。

M：関心がある。

L：あまり関心がない。

(3) 国際的動向

○ コーデックス食品衛生部会(CCFH)における実施規範や基準値作成の検討。

○ FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討。

○ 海外におけるリスク管理の取組状況

H：国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。

M：一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。

L：上記のいずれにも該当しない。